

2025年8月6日

各 位

日軽エムシーアルミ株式会社

ダイオキシン類の排出基準値超過に係る弊社特定施設の改善状況につきまして

日軽エムシーアルミ株式会社(代表取締役社長：香山昌志、本社：東京都港区)は、2024年7月31日付けで公表しました「弊社特定施設におけるダイオキシン類の排出基準値超過につきまして」に記載の通り、愛知県からの指導に従い、2024年4月2日から特定施設【焼却炉(黒灰^{※1}処理設備)】の運転を停止^{※2}し、原因を調査してまいりました。

2024年12月25日に実施しました実処理試験^{※3}におけるダイオキシン類の測定結果は、1.6ng-TEQ/Nm³(基準値5ng-TEQ/Nm³)となり、基準値を下回る結果となりました。

上記の測定結果を受けて、愛知県に改善結果報告書を提出・受理され、2025年3月17日より【焼却炉(黒灰処理設備)】の通常運転を再開しております。

近隣にお住まいの皆様、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

※1 黒灰：アルミニウム二次合金を製造する際に溶解工程で発生する【ばいじん】のこと。

※2 行政から認められた原因究明を目的とする試験的な運転を除きます。

※3 実際に黒灰を投入し処理する試験運転。

1、施設概要

施設名 黒灰処理設備

- ・ダイオキシン類対策特別措置法特定施設(令第一条別表第1の5 廃棄物焼却炉)
- ・(愛知県)廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第12条に基づく小規模産業廃棄物焼却施設

所在地 愛知県額田郡幸田町大字菱池字六十石1-3(幸田工場内)

焼却能力 1時間当たり134kg

2、ダイオキシン類基準値超過検出の原因

調査の結果、基準値超過時の運転条件では、下記に記載します2つの原因により、焼却炉内の燃焼ガス温度及び、燃焼ガスの滞留時間が「(愛知県)廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(第19条)」に基づく構造に関する基準を満足していなかったことが判明しました。

- ①燃焼バーナーの出力制御に使用する温度計の設置位置が不適切だったため、焼却炉入口側の燃焼ガス温度が低下
- ②焼却炉シール部の劣化により外気が流入し、ガス量増加による燃焼ガスの滞留時間が減少

3, 改善対策、再発防止策

上記の原因に対し、下記に記載します対策および再発防止策を実施してまいります。

<①の原因に対する対策等>

温度計を適正位置である焼却炉入口側に設置し、燃焼ガス温度が構造に関する基準(800°C以上)を満足するように燃焼バーナーの出力を制御して運転しております。なお、この度設置しました温度計に関しましては、所定の性能を維持できているかを含め、定期的に点検を行ってまいります。

<②の原因に対する対策等>

焼却炉シール部の復旧を実施し、シール部からの外気流入を防止しております。また、当該シール部はより強固なシールへの構造変更を行いました。なお、今後はシール部の定期点検を行い、シール部が劣化する前に復旧を実施してまいります。

<参考>

プレスリリース「弊社特定施設におけるダイオキシン類の排出基準値超過につきまして」

<https://www.nmca.jp/news/弊社特定施設におけるダイオキシン類の排出基準値超過につきまして.pdf>

以 上

本件に関するお問い合わせ：

日軽エムシーアルミ株式会社 安全・環境・品質統括部 環境管理室 TEL：0564-62-2485